



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 1 月 27 日 (月曜日) 第 75 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁	公 告	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について (2 件) …………… (自然環境課) 1		○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 1	

## 告 示

### 宮崎県告示第37号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (令和元年宮崎県告示第 376号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
五ヶ瀬町  
緒方久吉、緒方金市、前鶴又喜、相田幸之右
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和元年宮崎県告示第 376号によること。

### 宮崎県告示第38号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (令和元年宮崎県告示第 594号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
五ヶ瀬町役場  
岡田初五郎、原田益一郎、古川忠次、甲斐光雄、甲斐寅雄、松永スエ、松永勝、松永福義、松永廣子、西山善晴、田平ノブ子、土持ツヤ、熱田伍作、馬原アキノ
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

いては令和元年宮崎県告示第 594号によること。

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、山新土地改良区 (三股町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	下 沖 常 美	北諸県郡三股町大字蓼池 575番地 2
理 事	大 重 信 弘	北諸県郡三股町大字樺山4239番地
理 事	西 村 隆 一	北諸県郡三股町大字樺山4011番地 3
理 事	白 川 勝 美	北諸県郡三股町大字樺山4184番地 2
理 事	二 宮 利 博	北諸県郡三股町大字樺山4387番地 2
理 事	兒 玉 春 男	北諸県郡三股町大字樺山5205番地 4
理 事	下 沖 渡	北諸県郡三股町今市18番地 2
理 事	久 松 節 夫	北諸県郡三股町大字樺山4044番地 3
理 事	轟 木 保 紘	都城市郡元町2840番地イ
監 事	柳 橋 良 一	北諸県郡三股町大字樺山4364番地 4

監 事	馬 渡 広 二	都城市郡元町2720番地 1
監 事	東 健 治	北諸県郡三股町大字蓼池 587番地 3

(任期：令和5年12月24日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	下 沖 常 美	北諸県郡三股町大字蓼池 575番地 2
理 事	大 重 信 弘	北諸県郡三股町大字樺山4239番地
理 事	西 村 隆 一	北諸県郡三股町大字樺山4011番地 3
理 事	白 川 勝 美	北諸県郡三股町大字樺山4184番地 2
理 事	二 宮 利 博	北諸県郡三股町大字樺山4387番地 2
理 事	兒 玉 春 男	北諸県郡三股町大字樺山5205番地 4
理 事	東 新 一	北諸県郡三股町大字蓼池 613番地 2
理 事	久 松 節 夫	北諸県郡三股町大字樺山4044番地 3
理 事	轟 木 保 紘	都城市郡元町2840番地 1
監 事	下 沖 渡	北諸県郡三股町今市18番地 2
監 事	馬 渡 広 二	都城市郡元町2720番地 1
監 事	柳 橋 良 一	北諸県郡三股町大字樺山4364番地 4